

聖籠町訓令第2号

聖籠町建設工事入札参加資格審査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年12月27日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町建設工事入札参加資格審査規程の一部を改正する訓令

聖籠町建設工事入札参加資格審査規程（平成9年聖籠町訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）発注標準表

工事の級	土木一式工事 建築一式工事	舗装工事	電気工事 管工事
A	70,000,000 円以上	10,000,000 円以上	10,000,000 円以上
B	25,000,000 円以上70,000,000 円未満	10,000,000 円未満	5,000,000 円以上10,000,000 円未満
C	10,000,000 円以上25,000,000 円未満		5,000,000 円未満
D	10,000,000 円未満		

別記第1号様式を次のように改める。

申請区分		建設工事入札参加資格審査申請書																													
申請区分		年度において、聖籠町で行う建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。																													
		年 月 日																													
		なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。																													
聖籠町長 様		申請者																													
入札整理番号		〔 法人の場合は、商号又は 名称及び代表者の氏名 〕																													
項番	参加資格区分	コード	年度	許可番号	コード	年度	許可番号																								
A 0 1	3																														
商号又は名称												フリガナ																			
代表者の氏名																															
主たる営業所		市町村・大字コード	都道府県	市区郡町村名	所在地	郵便番号	電話番号	FAX番号					フリガナ																		
項番	男女共同参画推進状況	行動計画策定有	女性技術者雇用有	両方該当有	該当無	障害者雇用状況	町税等滞納状況																								
A 0 8																															
項番	入札参加を希望する	土木	建築	大工	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
A 0 2	建設工事の種類																														

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式		営業所一覧表（兼入力票）																													
入札整理番号		（主たる営業所を除く）																													
項番	建設業の許可を受けている業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
A 0 3																															
営業所番号	営業所等の名称																														
	営業所等の代表者の氏名																														
	営業所等の所在地	都道府県	市区郡町村名	所在地	市町村・大字コード	郵便番号	電話番号	FAX番号																							
	連絡方法																														
項番	建設業の許可を受けている業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
A 0 3																															
営業所番号	営業所等の名称																														
	営業所等の代表者の氏名																														
	営業所等の所在地	都道府県	市区郡町村名	所在地	市町村・大字コード	郵便番号	電話番号	FAX番号																							
	連絡方法																														
												頁数																			

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正後の規定は、平成31年度の建設工事の入札等に係る資格審査から適用し、同年度前の建設工事の入札等に係る資格審査については、なお従前の例による。